

第六次川越市国際化基本計画 (令和8年度～令和12年度)

全ての市民が輝く多文化共生のまちづくり

川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



市長挨拶



本市には、人口の 3 パーセントを超える約 12,000 人の外国籍市民が住んでおり、その国籍は 80 以上に上ります。言葉の壁や文化、生活習慣の違いから、様々な困難が生じることもありますが、文化や価値観の違いを互いに尊重し、第五次川越市総合計画に掲げる「誰もが地域で交流やつながりを持ち、支え合えるまち」を実現するために、多文化共生の推進が求められています。

本計画は、外国籍市民の増加や入国管理制度の改正など、社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえて策定しました。掲載した施策を確実に実行することで、市民の皆様とともに多様な文化を尊重し、互いの違いを認め合いながら共に生きる多文化共生のまちづくりを推進して参りたいと考えております。皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました川越市国際化基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査や意見公募に御協力いただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

川越市長 森田 初恵

目次

第1章 川越市国際化基本計画について	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 期間	1
4 現状と課題	2
(1) 社会情勢	2
(2) 国の動向	3
(3) 埼玉県動向	4
(4) 川越市の現状と課題	4
第2章 これまでの取組	17
1 前計画について	17
2 これまでの取組や成果	17
(1) 外国籍市民への支援の充実	17
(2) 多文化共生意識を持った市民の育成	18
(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	18
(4) 姉妹・友好都市交流などの充実	18
3 前計画の総括と課題、今後の方向性	19
(1) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）の総括	19
(2) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）における課題	19
(3) 今後の方向性	20
第3章 基本方針	22
1 基本理念	22
2 基本目標	22
(1) 外国籍市民への支援の充実	22
(2) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	22
(3) 多文化共生意識を持った市民の育成	22
(4) 姉妹・友好都市交流などの充実	22
3 計画の体系	23
第4章 施策の内容	24
1 基本目標1 外国籍市民への支援の充実	24

(1) コミュニケーション支援	24
(2) 外国籍市民の生活支援	26
2 基本目標2 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	28
(1) 社会参画支援	28
(2) 多文化共生の場づくり	29
3 基本目標3 多文化共生意識を持った市民の育成	29
(1) 意識啓発・人材育成	29
4 基本目標4 姉妹・友好都市交流などの充実	30
(1) 姉妹・友好都市交流	30
第5章 計画の推進	32
1 計画の推進体制	32
2 計画の進行管理と評価方法	33
3 計画の指標	33
資料編	
1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿	35
2 第六次川越市国際化基本計画策定経過	36
3 川越市国際化基本計画審議会条例	37
4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱	38

第1章 川越市国際化基本計画について

1 策定の趣旨

本市では、平成11（1999）年3月に「国際性のある人づくり、まちづくり」を目的とした「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を定めて以来、第二次から第五次に至る川越市国際化基本計画を策定し、継続して地域の国際化と多文化共生¹社会の実現を目指してきました。この間、本市における外国籍市民²数は大幅に増加し、その国籍や在留資格等の内訳も多様化してきています。国においても、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野でその労働力の需要が高まっている外国人材の受入れを促進する施策を打ち出しており、引き続き外国籍市民の増加が見込まれています。その一方で、言語や生活習慣等が異なる外国籍市民が同じ地域に居住することに対して、不安や懸念を示す方もいます。そのため、誰もが安心できる、外国籍市民との共生社会の実現に向けた環境を整えることがますます必要とされています。

このような状況において、外国籍市民が地域社会に積極的に参画し、日本人市民とともに地域を活性化させることにより、多様性と包摂性のある社会を実現することを目指し、第六次川越市国際化基本計画を策定し、本市における国際化と多文化共生を体系的、総合的に推進します。

2 位置付け

本計画は、本市の目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や方策を定めた「第五次川越市総合計画」を上位計画とし、総合計画の個別計画として策定されている関連計画との整合を図りながら、本市の国際化及び多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、国の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年9月改訂）や埼玉県「埼玉県多文化共生推進プラン」（令和4年3月策定）を参照し、地域の実情を踏まえて策定したものです。

3 期間

本計画の実施期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

¹ 「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

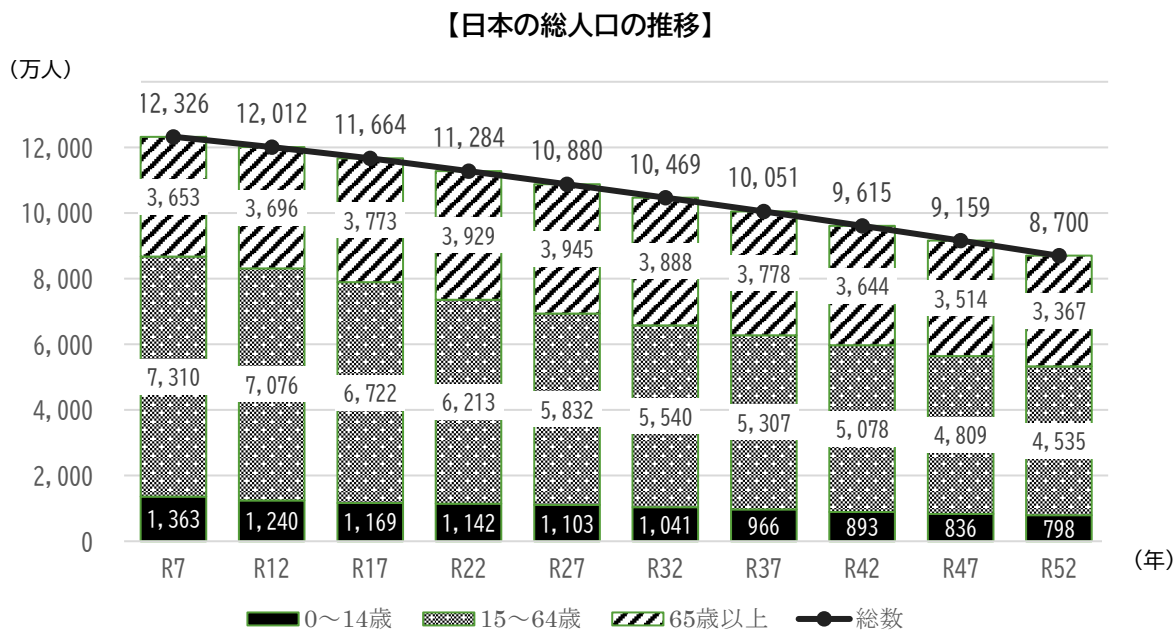
² 「外国籍市民」とは、本市に住民登録をしている外国籍者を指し、その登録者数を「外国籍市民数」とした。このほか、本市には外国にルーツを持ちながら日本国籍を有する者も生活しており、本計画の対象に含まれる。

4 現状と課題

(1) 社会情勢

ア 人口減少と少子高齢化の進行

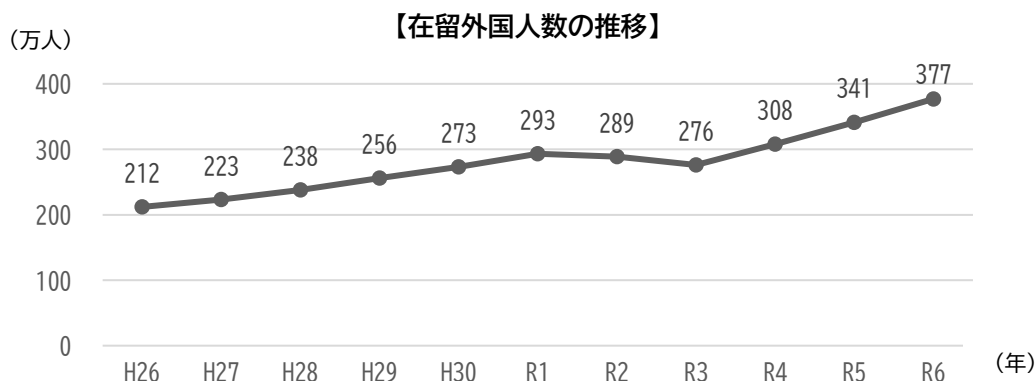
我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5（2023）年度に公表した将来人口推計では、令和 38（2056）年には、総人口が 1 億人を割り込むと推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」

イ 在留外国人数の増加

法務省の「在留外国人統計」によると、日本に在留する外国人は令和 6（2024）年 12 月末日時点で約 377 万人と過去最多を記録し、日本の総人口に占める割合は約 3%です。



資料：在留外国人統計（各年 12 月末日時点）

ウ 訪日外国人旅行者の増加

令和 6（2024）年、日本を訪れた外国人旅行者の数は、過去最高の約 3,687 万人を記録し、新型コロナウイルス感染症の影響を除いては、増加傾向にあります。

エ 深刻化する気象災害・自然災害

豪雨災害が激甚化・頻発化し、洪水や土砂崩れ等の被害が全国で多発しています。また、今後 30 年以内に 70%程度の確率で首都直下地震が発生すると予測されているなど、大規模災害の発生リスクが高まっています。日本語を母語としない外国人は、日本で起きる災害に関する知識が少ない傾向にあり、また、言葉の壁により防災情報の入手が困難であることから、災害発生時の要配慮者³に該当します。災害時に外国人も取り残さない避難対策を講じることは、多文化共生社会における重要な課題です。

オ 持続可能な開発目標（SDGs⁴）と Beyond GDP⁵

国連は、平成 27（2015）年 9 月に、地球上の誰一人取り残さないことを誓う「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択しています。また、令和 6（2024）年の国連未来サミットでは SDGs の達成を促進し、従来の GDP を補完する Beyond GDP 指標の策定を合意事項の一つとした「未来のための協定」が採択されました。

全ての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められていることから、誰一人として取り残さないことを目指した SDGs の理念に沿って、外国籍市民の孤立を防ぎ、地域社会を構成する一員として受け入れていくことが大切です。

(2) 国の動向

我が国の国際化や多文化共生に関する具体的な動きは、1980 年代に自治省（現総務省）が「国際交流」と「国際協力」の 2 つを柱とした地域の国際化推進を複数の指針で示したことに始まります。

平成 18（2006）年 3 月には、総務省が各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すための「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生」が第 3 の柱として掲げられました。このプランでは国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地

³ 「要配慮者」とは、高齢者、障害児・者、外国人、乳幼児、妊婦等のこと。

⁴ 「SDGs」とは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

⁵ 「Beyond GDP」とは、GDP を越えて人類の Well-being（身体的・精神的・社会的に良好な状態であること）と地球の持続可能性を捉えるための新たな指標群。

域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推進する必要性が強調されています。令和2(2020)年9月には、社会経済情勢の変化を経て14年ぶりに「地域における多文化共生推進プラン」の改訂が行われました。従前の取組に加えて「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が新たに追加され、外国籍市民との連携・協働という外国人材活用の視点が強く打ち出されています。

また、在留外国人の増加と新たな在留資格である「特定技能⁶」の創設を含む「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)の改正(平成31(2019)年4月施行)を踏まえ、関係閣僚会議において、平成30(2018)年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、令和8(2026)年1月には、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。さらに、令和6(2024)年6月の「入管法」の改正により、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした「育成就労⁷制度」が令和9(2027)年4月に施行されることになりました。

今後とも在留外国人の増加が見込まれる中、外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けることができるよう、日本語教育の更なる充実が求められています。「日本語教育の推進に関する法律」において、国は日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められていることから、政府は「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を令和2(2020)年に策定(閣議決定)、令和7(2025)年9月に改定しています。

(3) 埼玉県動向

埼玉県の外国人住民数は、令和6(2024)年12月末時点で26万2,382人、人口に占める割合は約3.6%で、住民数は全国の都道府県別で第5位となっています。また、平成27(2015)年末と比較すると、県内の外国人住民数は約1.9倍となっています。

埼玉県は、令和4(2022)年に「第4次埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、「日本人、外国人住民が共に日本一暮らしやすいSAITAMAづくり」を基本目標として、日本人住民と外国人住民が互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の担い手として全ての人が力を発揮できる「誰もが主役の多文化共生社会」の実現を目指しています。

(4) 川越市の現状と課題

ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ

(ア) 本市の総人口の推移

本市の人口は、近年、35万3,000人前後で、ほぼ横ばいで推移してきましたが、

⁶ 「特定技能」とは、人材の確保が難しい特定産業分野に限り、一定の専門性を有し即戦力となる外国人が就労することを認めた在留資格。同じ業種等一定条件下で転職も可能であることが特徴。

⁷ 「育成就労」とは、技術移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成と確保を目的とする制度。

本市が行った将来人口推計によれば、今後は、本格的な減少局面に突入するものと見込まれています。

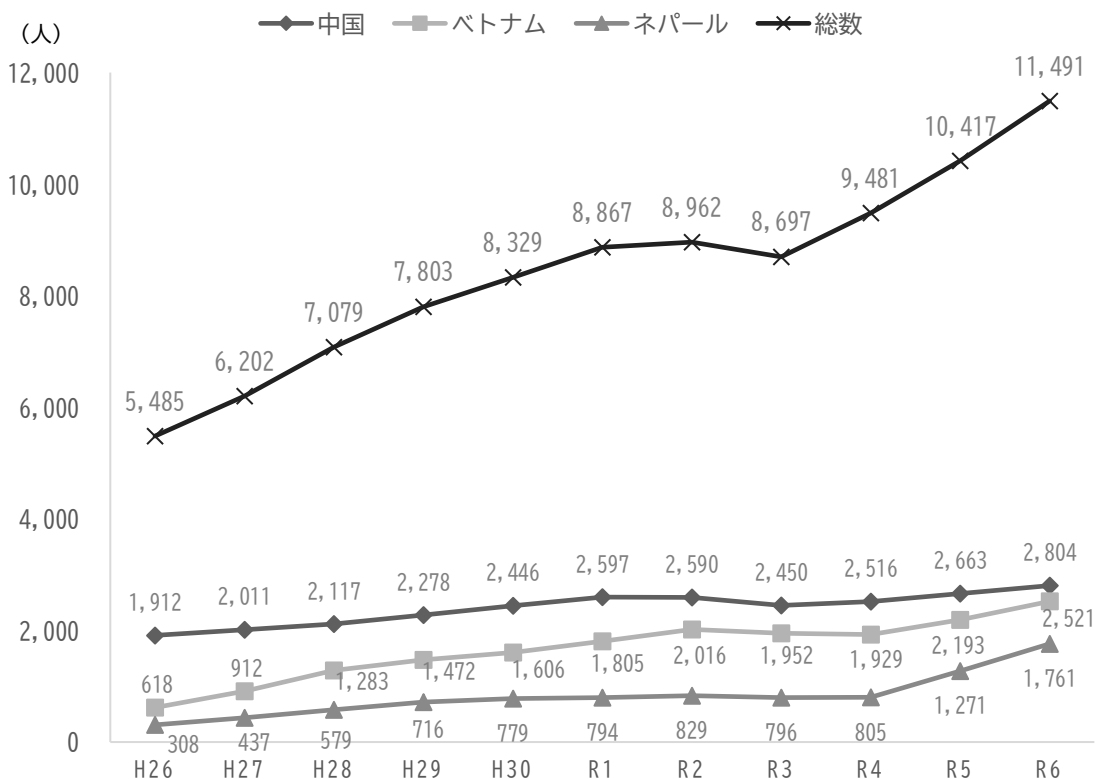
(イ) 本市人口の年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が、それぞれ減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向で推移しています。本市が行った将来人口推計によれば、今後も、同様の傾向で推移していくと見込まれています。

(ウ) 外国籍市民数の推移

本市に在住する外国籍市民は11,491人（令和7年3月末日時点）で、総人口の約3.3%を占め、10年前の5,485人（平成27年3月末日時点）に比べて2.1倍に増加しています。なかでもネパール国籍者とベトナム国籍者においては、留学生の増加、在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の方の増加とそれに伴う家族滞在の増加等により、それぞれ5.7倍、4.1倍に増加しています。また、出身地も80の国や地域と広範囲に及んでおり、県内の市町村では、4番目に多い人数となっています。

【外国籍市民数の推移】

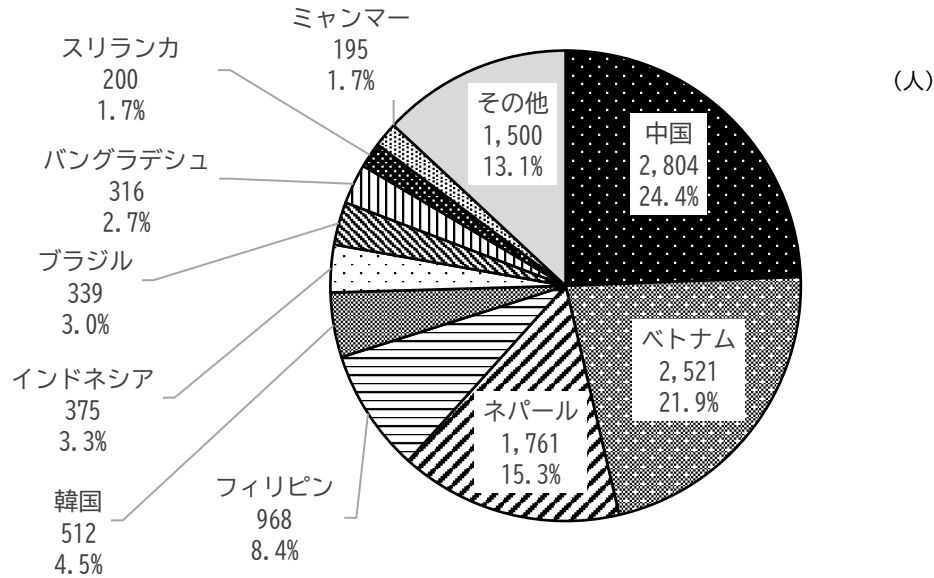


資料：川越市住民基本台帳（各年度末時点）

(I) 国籍別比率の内訳

国籍別の内訳として、中国、ベトナム、ネパール、フィリピン、韓国、インドネシア等のアジア出身の外国籍市民が多い点が特徴です。

【外国籍市民の国籍別人数】

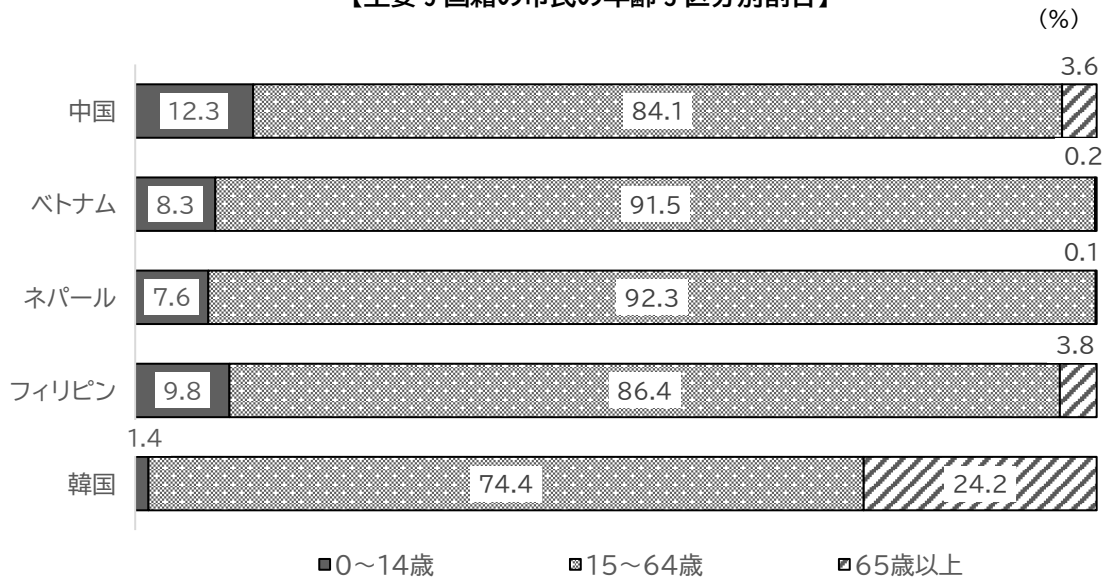


資料：川越市住民基本台帳（令和6年度末時点）

(オ) 主要5国籍の年齢区分別比率

主要国別に年齢3区分別比率をみると、特にベトナム国籍者とネパール国籍者では、留学生の増加等により15～64歳が多く、65歳以上は非常に少なくなっています。

【主要5国籍の市民の年齢3区分別割合】

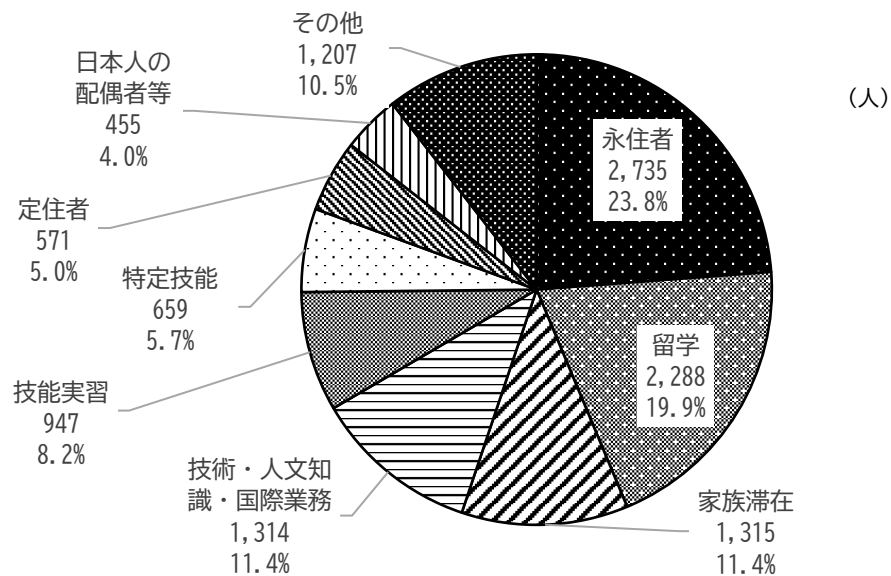


資料：川越市住民基本台帳（令和6年度末時点）

(カ) 在留資格別比率

在留資格別にみると、活動内容の制限や在留期限のない「永住者」が 23.8%と最も多く、次いで、「留学」が 19.9%と、市内に 4 つの大学が立地する本市の特徴が現れています。

【外国籍市民の在留資格別人数】

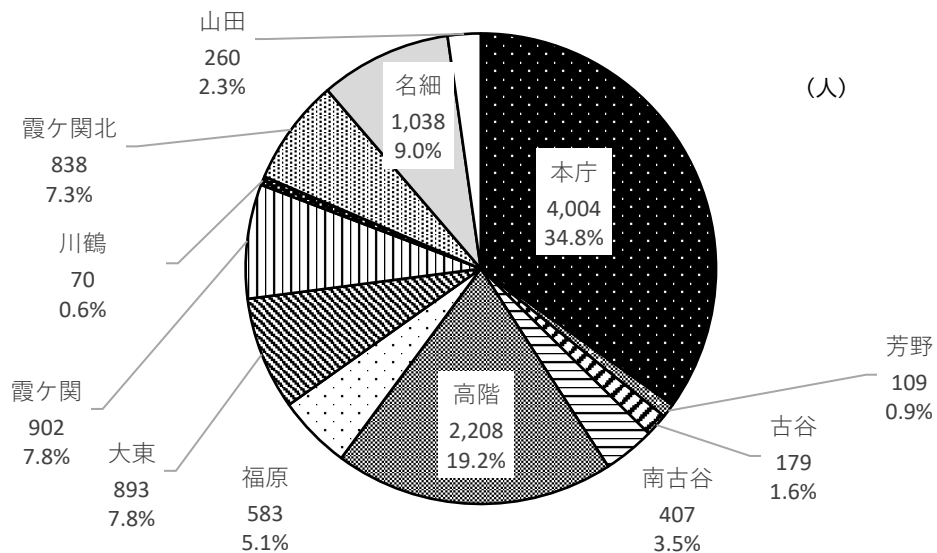


資料：川越市住民基本台帳（令和 6 年度末時点）

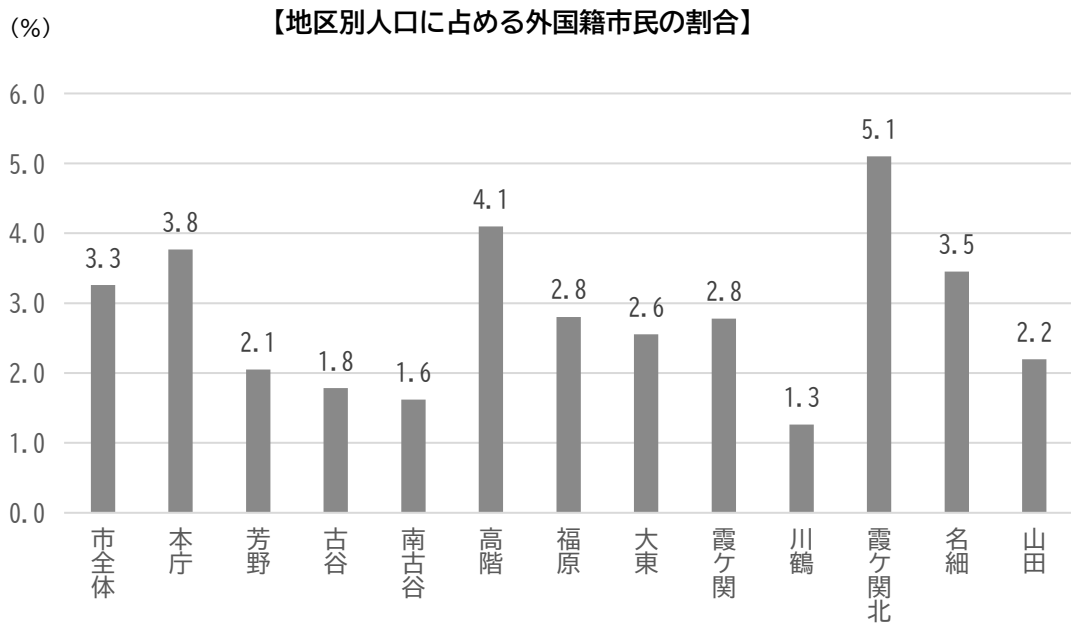
(※) 外国籍市民の居住地区

地区別にみると、地域内に駅が所在し、大学や日本語学校等のある本庁管内、高階地区、霞ヶ関北地区等で外国籍市民の割合が高いことがわかります。

【外国籍市民の地区別人数】



資料：川越市住民基本台帳（令和 6 年度末時点）



資料：川越市住民基本台帳（令和6年度末時点）

イ 川越市多文化共生に関する市民意識調査

本計画を策定するに当たり、本市に在住する外国籍市民、日本人市民の双方に対してアンケート調査を実施しました。

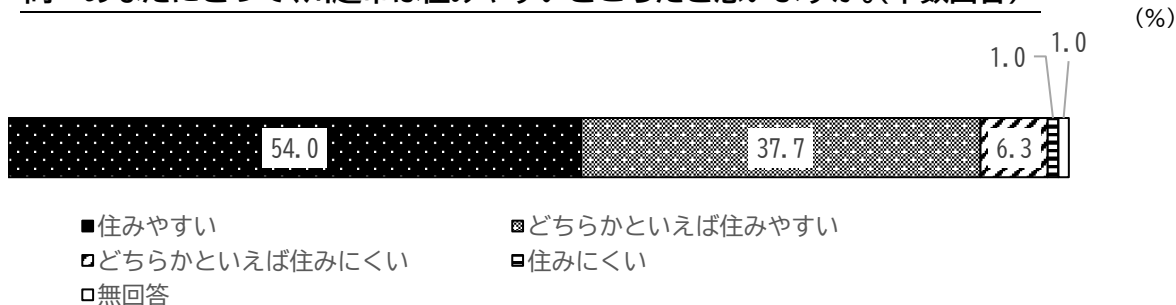
(ア) アンケートの概要

調査名称	川越市多文化共生に関する市民意識調査	
調査目的	本市における多様なニーズを把握し、多文化共生を促進する施策の策定に活用する。	
調査対象	市内在住 18 歳以上の外国籍市民	市内在住 18 歳以上の日本人市民
標本数 (無作為抽出)	2,000	1,000
調査方法	自記式調査票による郵送配付、 郵送回収（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ネパール語の各言語版を作成、やさしい日本語 ⁸ のみ電子申請可）	自記式調査票による郵送配付、 郵送回収又は電子申請
調査期間	令和6年10月25日（金）～11月15日（金）	
有効回収数	300 件	386 件
有効回収率	15.0%	38.6%

⁸ 「やさしい日本語」とは、簡易な表現を用いる、分かち書きするなど文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のこと。

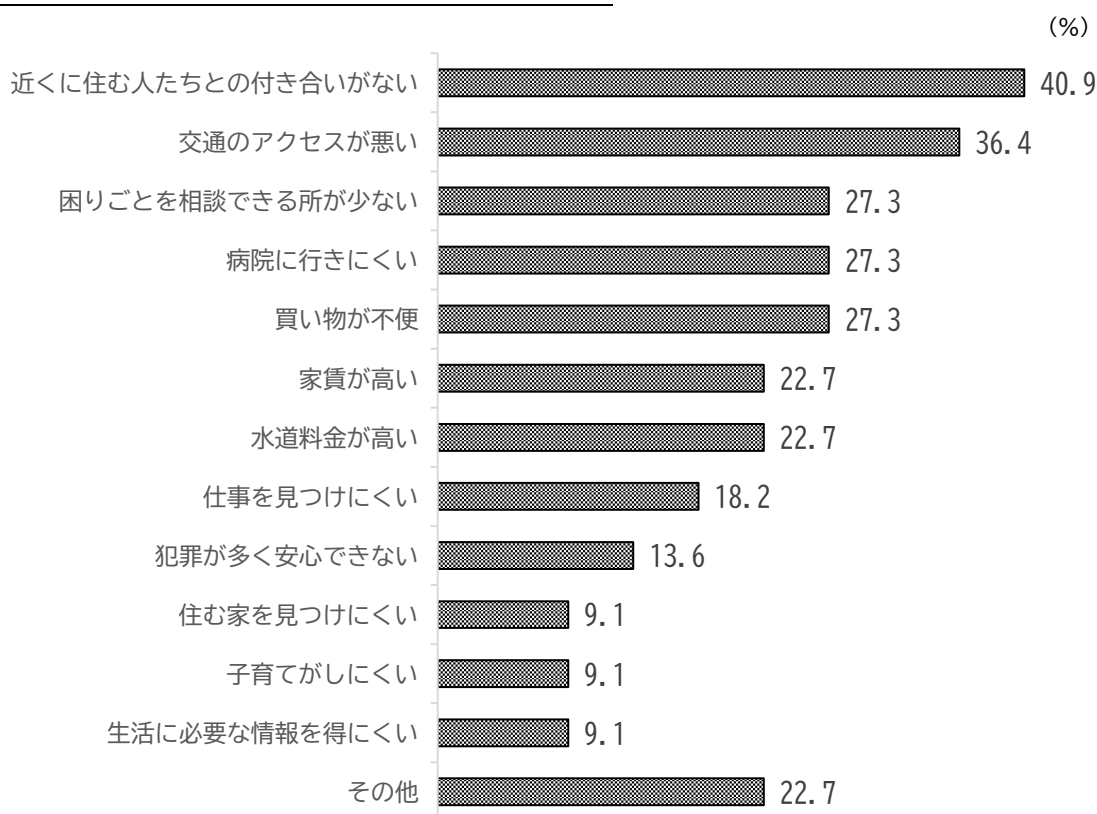
(1) 市民意識調査結果抜粋（外国籍市民）

問 あなたにとって、川越市は住みやすいところだと思いますか。(単数回答)



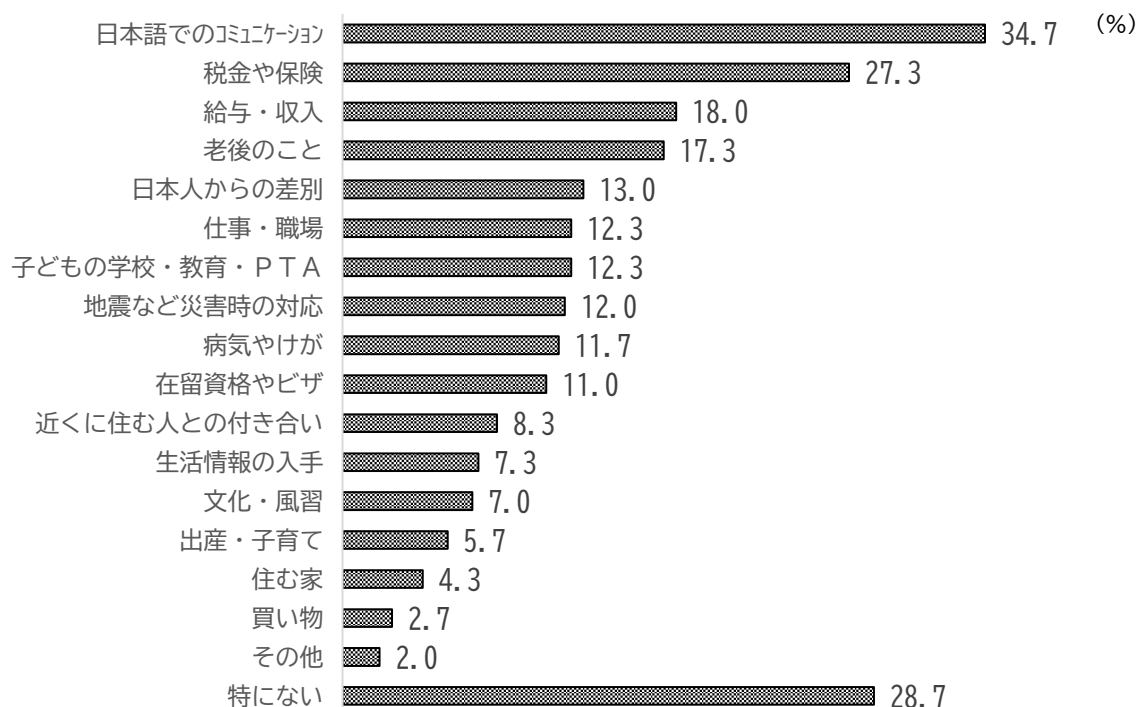
川越市の住みやすさでは、「住みやすい」が54.0%で最も高く、「どちらかといえば住みやすい」(37.7%)を合わせた《住みやすい》は91.7%になっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」(6.3%)と、「住みにくい」(1.0%)を合わせた《住みにくい》は7.3%と1割未満です。

問 なぜ住みにくいと思いますか。(複数回答)



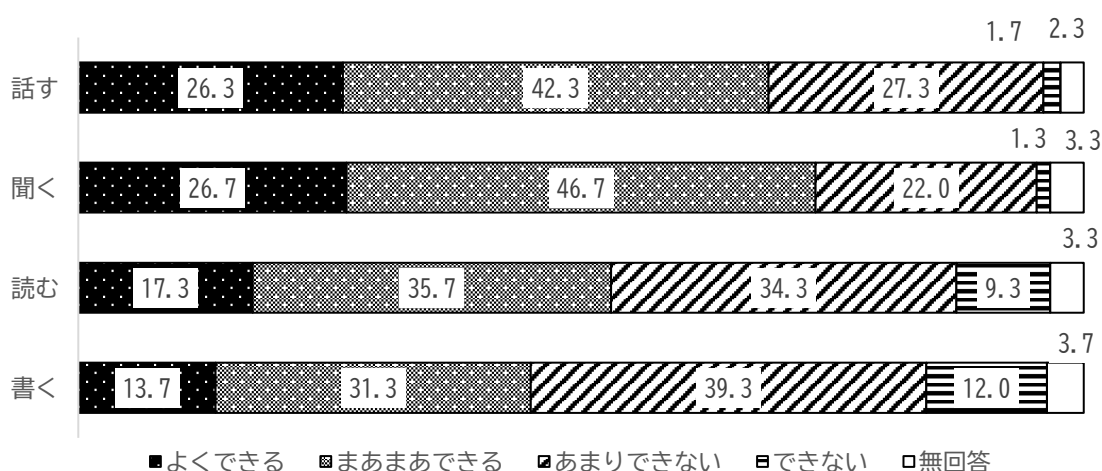
住みにくいと思う理由は、「近くに住民たちとの付き合いがない」、「交通のアクセスが悪い」、「困りごとを相談できる所が少ない」、「病院に行きにくい」、「買い物が不便」が多くなっています。

問 あなたが、普段の生活で困っていることや不安なことはありますか。(複数回答)



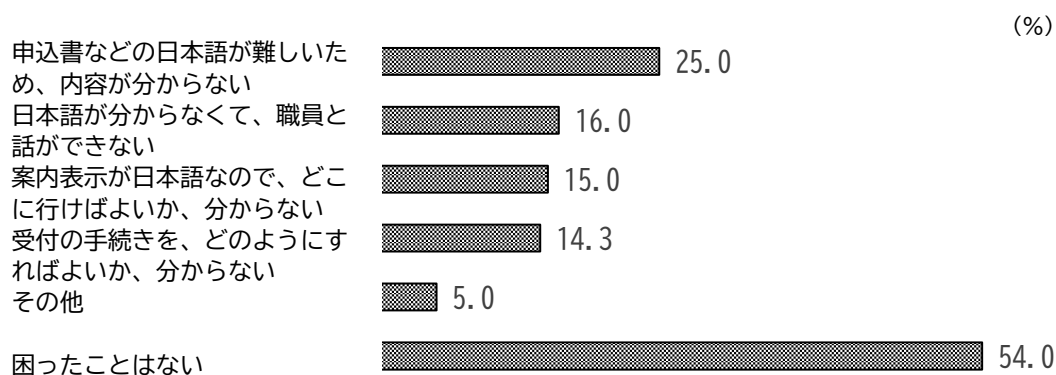
普段の生活で困っていることや不安なことでは、「日本語でのコミュニケーション」が34.7%で最も高く、次いで「税金や保険」が27.3%、「給与・収入」が18.0%、「老後のこと」が17.3%、「日本人からの差別」が13.0%となっています。言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や、様々な「行政サービス」に日本人市民と同様に円滑にアクセスできるような生活支援が必要なことがうかがえます。

問 あなたはどのくらい日本語ができますか。(A～Dそれぞれ単数回答) (%)



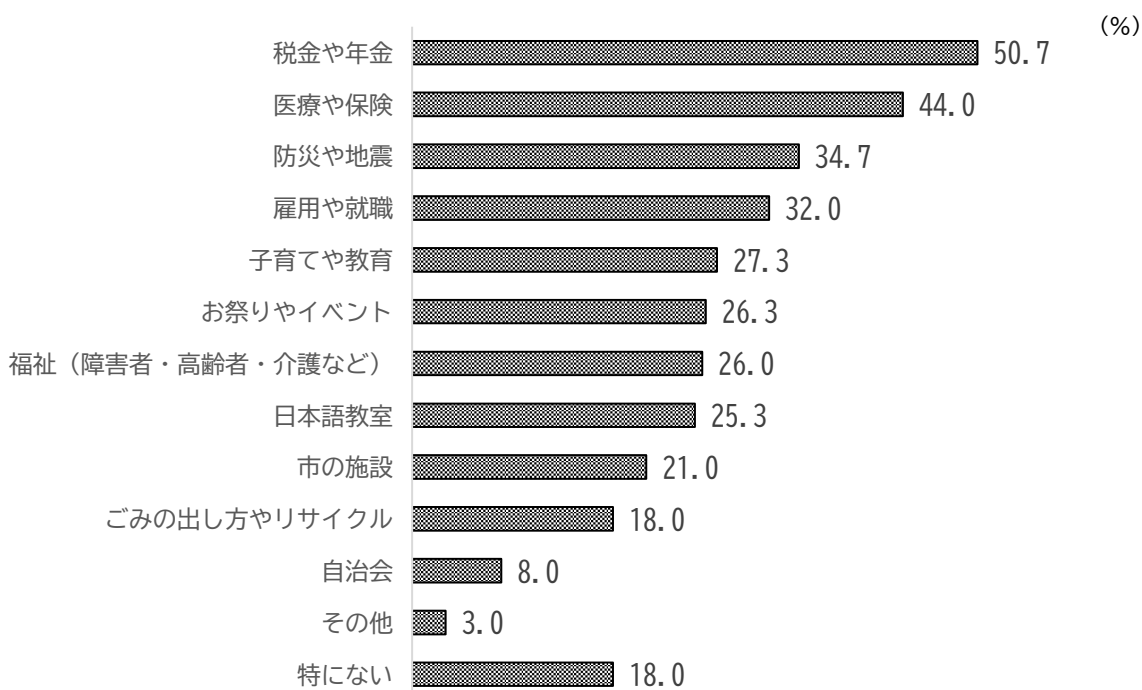
日本語のスキルについて、「よくできる」と「まあまあできる」を合わせた《できる》は、「話す」が68.6%、「聞く」が73.4%、「読む」が53.0%、「書く」が45.0%となっています。

問 あなたは、市役所や市民センターの窓口で困ったことや心配なことはありますか。
(複数回答)



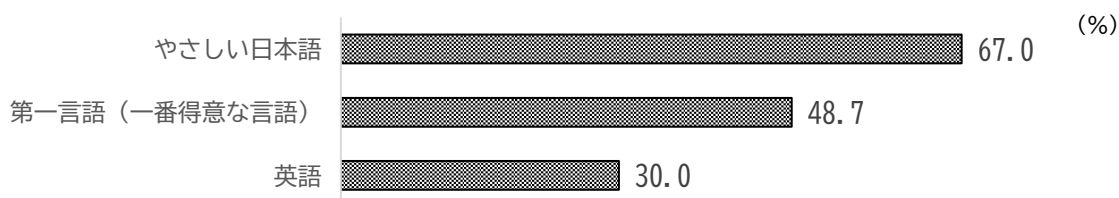
市役所や市民センターの窓口で困ったこと等では「困ったことはない」が25.0%で最も高くなっていますが、困りごととしては「申込書などの日本語が難しいため、内容が分からない」が25.0%で最も高く、「日本語が分からなくて、職員と話ができない」が16.0%、「案内表示が日本語なので、どこに行けばよいか、分からない」が15.0%、「受付の手続きを、どのようにすればよいか、分からない」が14.3%となっています。

問 あなたは、川越市のどのような情報を必要としていますか。(複数回答)



必要とする川越市の情報では、「税金や年金」が50.7%で最も高く、次いで「医療や保険」が44.0%、「防災や地震」が34.7%、「雇用や就職」が32.0%、「子育てや教育」が27.3%となっています。多様な行政サービスに関する情報提供へのニーズがあることがうかがえます。

問 川越市の情報入手するのに、どの言語だとわかりますか。(複数回答)



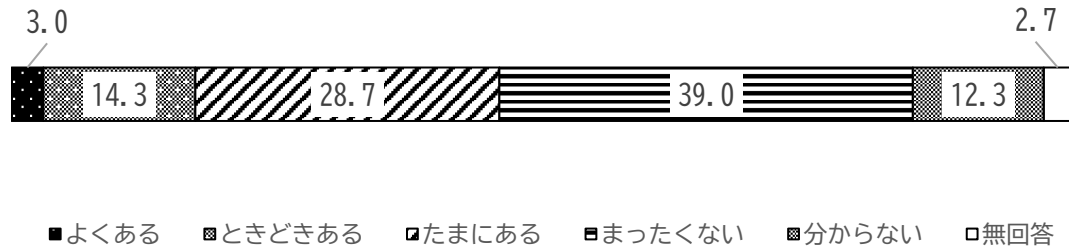
川越市の情報がわかる言語は、「やさしい日本語」が67.0%で最も高く、次いで「第一言語」が48.7%、「英語」が30.0%となっています。

問 日本人市民とのトラブルや言い争いはどのような場面や分野で起こりましたか。(複数回答)



日本人市民とのトラブルについては、「トラブルになったことはない」が70.7%で最も高くなっていますが、トラブル等の原因となった内容では、「家や部屋からの騒音・物音」が9.7%で最も高く、次いで「職場での働き方やルール」が8.3%、「文化や習慣に関すること」が5.0%、「ごみの出し方」が3.7%、「車や自転車のとめ方」が3.0%となっています。

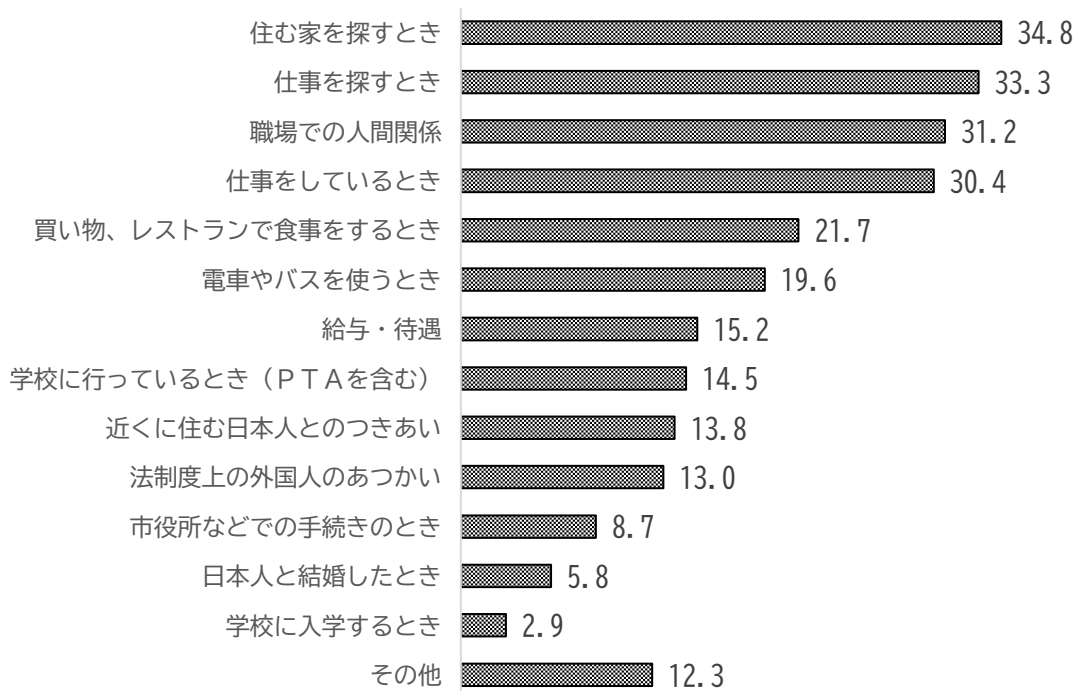
問 あなたは、日常生活で差別や偏見を感じたことはありますか。(単数回答) (%)



差別や偏見を感じたことがあるかは、「よくある」(3.0%)、「ときどきある」(14.3%)、「たまにある」(28.7%)を合わせた《ある》は46.0%となっています。一方、「まったくくない」は39.0%となっています。

【「よくある」「ときどきある」、「たまにある」とお答えの方に】

問 それほどのようなときでしたか。(複数回答) (%)



差別や偏見を感じたときは、「住む家を探すとき」が34.8%で最も高く、次いで「仕事を探すとき」が33.3%、「職場での人間関係」が31.2%、「仕事をしているとき」が30.4%、「買い物、レストランで食事をするとき」が21.7%となっています。

問 あなたは、川越市がどのような取組をすれば、あなたを含む外国籍市民にとって暮らしやすいまちになると思いますか。(複数回答)



外国籍市民にとって暮らしやすいまちになるための市の取組では、「外国籍市民が日本語や日本文化、日本の生活ルールやマナーを学べる機会を増やす」が46.0%で最も高く、次いで「生活に必要な情報をいろいろな国の言葉で知らせる」が42.0%、「仕事探しの支援をする」が40.3%、「生活に必要な情報をやさしい日本語で知らせる」が37.7%、「いろいろな国の言葉で気軽に相談できる窓口を増やす」が34.7%となっています。

(ウ) 市民意識調査結果抜粋（日本人市民）

問 あなたは「多文化共生」という言葉を見たり、聞いたりしたことがありますか。(単数回答)

(%)



■意味も言葉も知っている ■言葉だけ聞いたことがある □知らない／聞いたことがない

「多文化共生」の理解度では、「意味も言葉も知っている」(29.8%)と「言葉だけ聞いたことがある」(34.2%)を合わせた《認識している》は64.0%となっています。一方、「知らない・聞いたことがない」は34.7%となっています。

問 川越市は「多文化共生社会」を目指していますが、「多文化共生社会」から浮かぶイメージを教えてください。(単数回答)

(%)



■いいことだと思う ■いいことばかりではないと思う ■悪いことが多いと思う □わからない

「多文化共生社会」のイメージでは、「いいことばかりではないと思う」が59.5%で最も高く、次いで「いいことだと思う」が32.8%、「悪いことが多いと思う」が4.9%となっています。

問 あなたは、外国籍市民向けのボランティアをしてみたいと思いますか。(単数回答)

(%)



■ぜひやってみたい ■機会があればやってみたい ■能力を生かせる分野があればやってみたい ■やってみたいとは思わない □無回答

外国籍市民向けボランティアへの参加意向では、「ぜひやってみたい」(1.0%)、「能力を生かせる分野があればやってみたい」(9.1%)、「機会があればやってみたい」

(19.4%)を合わせた《意向あり》は29.5%となっています。一方、「やってみたいとは思わない」は68.9%となっています。

問 多文化共生を推進するために、川越市が力を入れて対応すべきだと思うことは何ですか。(複数回答)



多文化共生を推進するために市が力を入れて対応すべきことでは、「外国籍市民が日本語や日本文化、日本の生活ルールやマナーを学べる機会を増やす」が76.9%で最も高く、次いで「生活に必要な情報を多言語で知らせる」が59.1%、「多言語で気軽に相談できる窓口を増やす」が56.0%、「こどもが国籍や文化の違いを理解できるように学校で教える」が42.2%、「多言語で案内する看板や表示を増やす」が35.5%となっています。

第2章 これまでの取組

本市では、平成 11（1999）年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18（2006）年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」、平成 28（2016）年 3 月策定の「第四次川越市国際化基本計画」、令和 4（2022）年 3 月策定の「第五次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民及び国際交流や多文化共生に関係する市民団体等と協働し、地域の多文化共生や国際化施策を展開しています。

第五次川越市国際化基本計画の基本目標

基本目標 1	外国籍市民への支援の充実
基本目標 2	多文化共生意識を持った市民の育成
基本目標 3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
基本目標 4	姉妹・友好都市交流などの充実

1 前計画について

「第五次川越市国際化基本計画」では、上記目標を達成するため、4 つの柱、13 の施策類型に分類し、55 の事業を展開してきました。計画期間は、令和 7 年度末までの 4 年間となっています。

2 これまでの取組や成果

前計画における施策の柱ごとの、これまでの取組や成果の一例は以下のとおりです。

(1) 外国籍市民への支援の充実

ア 日本語教室の開催

【事業内容】

日常生活で直面する言葉の壁に対する支援として、国際交流センターにおいて、NPO 法人⁹やボランティア団体との共催による日本語教室を開催しました。

【事業実績】

国際交流センターで実施された日本語教室

	R3	R4	R5	R6	平均
開催回数（回）	285	524	536	541	471.5
延べ参加者数（人）	1,475	4,007	3,765	4,423	3,417.5

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を一部取りやめました。

⁹ 「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

イ 外国籍市民相談の開催

【事業内容】

外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行いました。また、外国語（中国語・ベトナム語）による生活相談、法律相談、在留資格相談を実施しました。

【事業実績】

国際交流センターで実施された外国籍市民相談

	R3	R4	R5	R6	平均
相談件数（件）	66	42	36	46	47.5

(2) 多文化共生意識を持った市民の育成

日本語ボランティアの育成

【事業内容】

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを育成するため、日本語ボランティア育成講座を実施しました。また、既に活動している日本語ボランティア向けにスキルアップのための研修を実施しました。

【事業実績】

日本語ボランティア育成講座

	R3	R4	R5	R6	平均
延べ受講者数（人）	153	106	55	40	88.5

(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民会議の開催

【事業内容】

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努めました。

【事業実績】

(主なテーマ)

- ・外国籍市民向けの生活リーフレットの作成（令和4年度）
- ・やさしい日本語を使用した防災情報の取得（令和5年度）
- ・観光マナー啓発動画の作成（令和6年度）

上記の提言を受け、生活リーフレットや防災情報チラシの作成等の成果につなげることができました。

(4) 姉妹・友好都市交流などの充実

中学生交流団等の相互派遣事業の実施

【事業内容】

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、海外姉妹都市へ中学生交流団を派遣しました。また、海外姉妹都市からの青少年交流団の受入れ時にホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わることができる交流事業を実施しました。

【事業実績】

	R3	R4	R5	R6	平均
派遣者数（人）	0	0	0	11	2.8

※令和3～5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて派遣を見送りました。

また、計画の達成状況を評価する指標として、「日本語教室延べ参加者数」「市内地区別（全12地区）において対面型日本語教室を運営する割合」「多文化共生の認知度」「川越市の住みやすさ」を設定し、進捗管理を行いました。

令和6年度末現在で「日本語教室延べ参加者数」については、令和7年度目標値4,300人を上回る4,423人でしたが、「市内地区別において対面型日本語教室を運営する割合」については、目標値5/12に対して4/12、「多文化共生の認知度」は50%に対して29.8%、「川越市の住みやすさ」は60%に対して54.0%と、それぞれ指標設定時と比較すると進捗は見られるものの、令和6年度末時点で目標を達成していない状況です。

3 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）の総括

本市では、「すべての市民がかがやく多文化共生のまちづくり」の理念を掲げ、多文化共生社会の実現を推進していくことを目的に、令和4（2022）年3月に策定した「第五次川越市国際化基本計画」に基づく諸事業を推進することにより、理念の実現に向け一定の成果を上げてきました。この間、外国籍市民は、令和4（2022）年3月の8,697人から、令和7（2025）年3月には11,491人に増加し、1万人を超えました。

国が外国人材受入れの門戸を広げる方針を示していることから、今後も若い世代を中心に外国籍市民の増加が見込まれます。それにより、特に子育てや教育分野等で、様々な対応が必要になることが予想されます。

このような状況の中で、外国籍市民にも暮らしやすい多文化共生社会の実現を推進するためには、前計画の事業を継続的に実施してだけでなく、事業を拡充していく必要があります。

(2) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）における課題

「第六次川越市国際化基本計画」の策定に当たり、前計画の推進状況について検討を行い、次のとおり課題を抽出しました。

ア 外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

これまでは、主に多文化共生の拠点施設である川越市国際交流センターや公民館において、外国籍市民とボランティアによる1対1での学習が中心でしたが、外国籍市民の増加やニーズの変化に対応する必要が生じています。

今後は、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多様化等）を推進することが必要とされています。

イ 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度を運用していますが、利用日時の調整やマッチングに時間を要すること、言語の偏り等の理由により、利用件数は伸び悩んでいます。行政窓口を利用する外国籍市民が増加していることから、時間と距離の制約を克服可能なICT¹⁰の活用による同制度の利便性の向上が課題となっています。

ウ 市民の人材育成

外国籍市民に対して日本語を教えるボランティアを養成する講座や、様々な国の歴史や文化を学ぶ講座を開催してきましたが、講座の開催方法を変えたため、受講者数は当初の目標値には達していません。今後ますます増加する外国籍市民の日本語学習ニーズにどう応えるのが課題となっています。

(3) 今後の方向性

前計画における課題や、市民意識調査の結果、多文化共生を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のとおり定め、多文化共生社会の実現に資する様々な取組を実施していきます。

ア 外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

NPO法人やボランティア団体との共催により日本語教室を開催するとともに、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多様化等）を推進します。

イ 日本語ボランティアの育成

外国籍市民の増加に対応するため、日本語を教えるボランティアの育成に努めるとともに、日本語教室について周知を図り、ボランティアが活躍できる機会の提供に努めます。

¹⁰ 「ICT」とは、通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術。

ウ 災害時の支援体制の整備

外国籍市民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国籍市民も増加することが見込まれます。深刻化する災害に対応するため、平常時からの防災情報の多言語での周知、外国籍市民が参加しやすい防災訓練の実施、災害発生時における支援に加え、外国籍市民が支援する側に参画する取組を推進し、災害時に外国人も取り残さない体制の整備に努めます。

エ 学校での外国籍児童生徒等への支援

本人の意思ではなく、家庭の事情で日本に来るなど、学校における外国籍児童生徒等を取り巻く環境は複雑化しています。実態把握に努め、外国籍児童生徒のレベルに合った適切な学習指導を行い、日本人児童生徒と一緒に学校生活を送れるような支援について検討します。

第3章 基本方針

1 基本理念

本市は、「第五次川越市総合計画」の将来都市像を「ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越」とし、その施策として「文化・スポーツ活動の推進」「互いに支え合う地域コミュニティづくり」等を掲げています。

第六次川越市国際化基本計画では、第五次川越市国際化基本計画で掲げた基本理念を踏襲し、以下のとおり定めます。

基本理念

全ての市民が輝く多文化共生のまちづくり

2 基本目標

(1) 外国籍市民への支援の充実

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことが、外国籍市民と日本人市民との間で同じ地域住民としてのつながりを困難にし、外国籍市民が孤立する要因となっています。言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や行政サービス、地域コミュニティにアクセスするための生活支援を行うことで、地域社会での外国籍市民の孤立を防ぎます。また、外国籍市民向け防災対策や外国籍児童生徒への支援も推進します。

(2) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民が地域活動の担い手として活躍できる場や、交流の機会を創出し、地域社会への参画を支援することで、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3) 多文化共生意識を持った市民の育成

総務省の「地域における多文化共生推進プラン」や、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念に則り、外国籍市民と日本人市民が、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し、尊重するという多文化共生意識を向上させる取組を進めます。

(4) 姉妹・友好都市交流などの充実

国内外の6都市と姉妹・友好都市提携し、文化・産業・教育・スポーツ等様々な分野で交流事業を実施しています。今後も、青少年の派遣や市民訪問団の受入れ等、多くの市民が参加できる交流事業を実施していきます。

～川越市総合計画との整合性～

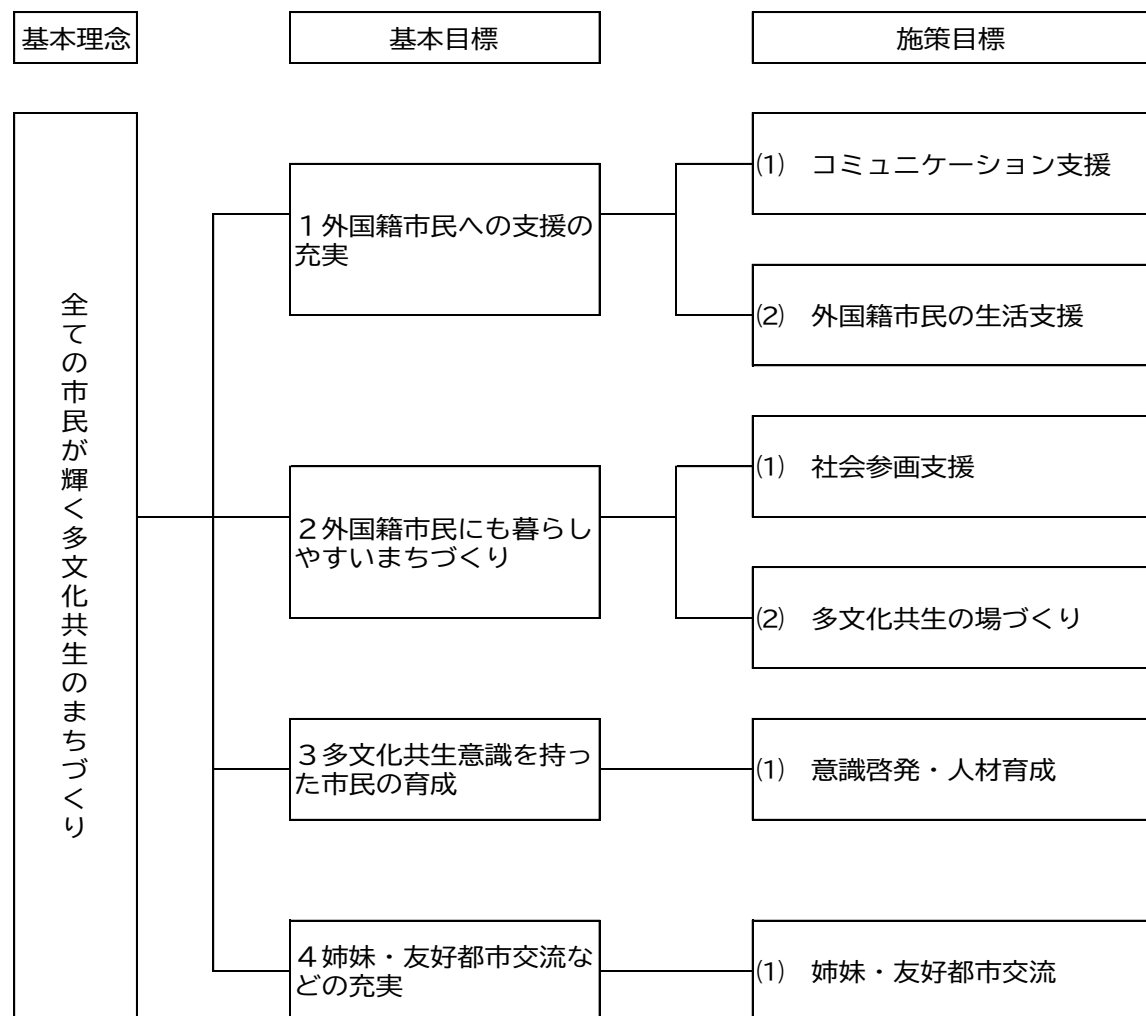
本計画の上位計画である「第五次川越市総合計画」の施策の方向性として、分野別計画「第3章 教育・文化・スポーツ」において、「様々な地域との文化交流の充実」を、「第7章 地域社会・安全安心」において、「多文化共生の推進」を掲げています。

本計画の基本目標と川越市総合計画の施策の方向性の関係は次のとおりです。

■本計画（基本目標）と総合計画（施策の方向性）の関係

本計画（基本目標）	川越市総合計画（施策の方向性）
1 外国籍市民への支援の充実	多文化共生の推進
2 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	
3 多文化共生意識を持った市民の育成	
4 姉妹・友好都市交流などの充実	様々な地域との文化交流の充実

3 計画の体系



第4章 施策の内容

第六次川越市国際化基本計画は、4つの基本目標、6の施策目標と40の事業から構成されています。

4つの基本目標は第五次計画とほぼ同じ内容としていますが、施策目標及び事業については体系を見直しています。また、事業の本来の目的が国際化や多文化共生の推進ではなく、間接的に国際化や多文化共生の推進に寄与する事業については、他の計画に委ねています。

1 基本目標1 外国籍市民への支援の充実

(1) コミュニケーション支援

外国籍市民が日常生活で直面する言葉の壁に対する支援を行うため、以下の事業を行います。

事業 No.	1	事業名	市HP、市SNSの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	・市公式ホームページにおいて、自動翻訳サービスの提供を行う。 ・市公式ホームページ、市SNSにおいて、外国籍市民に向けて、市政情報をやさしい日本語を含む多言語で発信する。		
所管課	広報室、国際文化交流課		

事業 No.	2	事業名	外国籍市民にも分かりやすいサインの表示(多言語化・ピクトグラム ¹¹ 〔絵文字〕化)
事業内容	・公共施設の案内をやさしい日本語や多言語で表示し、外国籍市民の利便性向上に努める。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	3	事業名	公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	・公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化について、庁内各部署の推進状況を把握し、定期的にその推進を働きかける。 ・家庭ごみの分け方・出し方や収集日程表を多言語化し、情報提供する。		
所管課	国際文化交流課、資源循環推進課		

¹¹ 「ピクトグラム」とは、公共施設等によく使われる、視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号のこと。

事業 No.	4	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	5	事業名	窓口案内等における多言語化
事業内容	・ I C T を活用し、外国籍市民に多言語で窓口の案内を行う。		
所管課	広聴課、国際文化交流課		

事業 No.	6	事業名	国際化や多文化共生に対応した職員の育成
事業内容	・外国籍市民に対する接遇や、やさしい日本語の使い方等の研修を実施し、多文化共生社会に対応できる職員を育成する。		
所管課	国際文化交流課、職員課		

事業 No.	7	事業名	外国籍市民相談の開催
事業内容	・外国籍の相談員、弁護士、行政書士が外国籍市民の相談に応じ、適切な助言を行い、生活を支援する。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	8	事業名	日本語教室の開催
事業内容	・ボランティア団体と連携し、国際交流センターや公民館で日本語教室を開催する。		
所管課	国際文化交流課、中央公民館		

事業 No.	9	事業名	新たな日本語教室の整備
事業内容	・初期学習者向け日本語教室や対話型・交流型の日本語教室を新設する。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	10	事業名	生活オリエンテーション ¹² 等の実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民向けの生活オリエンテーションを実施する。 ・日本語教室等を通じて、生活情報や行政情報の発信を行う。 ・転入時に外国籍市民に向けて、生活リーフレット等の配布を行う。 		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課、市民課		

(2) 外国籍市民の生活支援

外国籍市民の行政に対するニーズに応えるため、以下の事業を行い、特に教育、防災、医療、居住、就業等の分野で生活を支援します。

事業 No.	11	事業名	就学状況の把握
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の外国籍児童生徒の就学状況について実態把握を行い、教育支援のあり方を検討できる基礎データを収集する取組を推進する。 		
所管課	学校管理課		

事業 No.	12	事業名	就学に関する情報の多言語での提供
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に係る情報提供の多言語化・やさしい日本語化を行う取組を検討する。 ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」を随時改訂する。 		
所管課	学校管理課、国際文化交流課		

事業 No.	13	事業名	学校における外国籍児童生徒等への支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な外国籍児童生徒等に対して、語学指導補助員・日本語指導教員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。 		
所管課	学校管理課		

事業 No.	14	事業名	外国籍児童生徒等への学習支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と連携した学習支援教室を子育て安心施設等で開催し、外国籍児童生徒等への学習支援を行う。 		
所管課	国際文化交流課		

¹² 「生活オリエンテーション」とは、外国籍市民が円滑に日本社会で働き、生活を送る上で必要な情報を提供すること。

事業 No.	15	事業名	高校進学に向けた進路指導の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体が実施する埼玉県の高校進学ガイダンスへの協力を行う。 ・ 高校進学に向けた進路指導について、外国籍生徒等の実態に応じたきめ細やかな支援を行う。 		
所管課	国際文化交流課、教育指導課		

事業 No.	16	事業名	外国籍市民向け防災対策の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係課と連携し、防災訓練や避難所での対応等、外国籍市民に配慮した防災対策を行う。 		
所管課	防災危機管理室、国際文化交流課		

事業 No.	17	事業名	外国籍市民の防災への参画を促す取組の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練等へ外国籍市民や埼玉県多文化共生キーパーソン¹³等の参画を促進する取組を行う。 		
所管課	防災危機管理室、国際文化交流課		

事業 No.	18	事業名	外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語での対応が可能な医療機関を、外国籍市民に周知する。 		
所管課	保健医療推進課		

事業 No.	19	事業名	健康診断や健康相談における外国籍市民への対応
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種予防事業や健診事業に係る多言語化・やさしい日本語化の取組を推進する。 		
所管課	健康管理課、母子保健課、国民健康保険課、保健予防課		

事業 No.	20	事業名	自治会への外国籍市民の加入促進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍市民向け自治会加入促進パンフレットを多言語で作成し、配布を希望する自治会に提供する。 		
所管課	地域づくり推進課		

¹³ 「多文化共生キーパーソン」とは、埼玉県知事が委嘱・登録した、外国籍市民と自治体等との橋渡しを行う人材のこと。

事業 No.	21	事業名	外国籍市民に対する居住支援
事業内容	・賃貸住宅に関する慣例や仕組み等に関する情報を、外国籍市民へ多言語やさしい日本語で提供する。		
所管課	国際文化交流課、建築住宅課		

事業 No.	22	事業名	留学生を始めとする外国籍市民の就業支援
事業内容	・商工会議所やハローワーク等と連携し、地元企業への就業を支援する取組を検討する。		
所管課	産業振興課、雇用支援課		

2 基本目標2 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

(1) 社会参画支援

外国籍市民の人材活用や外国籍市民の行政に対する意見を取り入れるため、以下の事業を行います。

事業 No.	23	事業名	外国籍市民会議の開催
事業内容	・外国籍市民を委員とする市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れる。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	24	事業名	外国人受入機関等地域の外国籍市民に関わる組織等の把握及び連携強化
事業内容	・特定技能所属機関、大学等外国籍市民との関わりが深い組織・団体との連携を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	25	事業名	多文化共生キーパーソン／ネットワーク／自助組織の支援及び連携強化
事業内容	・外国籍市民のコミュニティや埼玉県多文化共生キーパーソン等と連携し、地域社会への参画を促す。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	26	事業名	外国籍市民国際人材ネット（K-net）の充実
事業内容	・地域の国際化や多文化共生の理解を助ける外国籍市民の登録制度（K-net）の周知を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	27	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度への外国籍市民の登録促進
事業内容	・通訳・翻訳ボランティア登録制度を周知し、日本語も堪能な外国籍市民の登録を促し、その活用を図る。		
所管課	国際文化交流課		

(2) 多文化共生の場づくり

日本人市民と外国籍市民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める機会を創出するため、以下の事業を行います。

事業 No.	28	事業名	国際交流・多文化共生に係る市民団体等への支援
事業内容	・地域の国際化に貢献する市民団体が行う活動を支援する。 ・市民活動団体が地域の課題解決に向けて取り組む際、市との協働事業の実施を促進し、その活動を支援する。		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課		

事業 No.	29	事業名	国際交流センター等における外国籍市民と日本人市民との交流機会の充実
事業内容	・国際交流センター等における各種事業を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	30	事業名	NPO法人・ボランティア団体との連携による、日本人市民と外国籍市民が交流する場づくり
事業内容	・国際交流センター事業協働団体と連携し、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

3 基本目標3 多文化共生意識を持った市民の育成

(1) 意識啓発・人材育成

日本人市民と外国籍市民との共生を進めるため、以下の事業を行い、多文化共生の地域づくりについて啓発します。

事業 No.	31	事業名	不当な差別的言動の解消
事業内容	外国籍市民であることを理由とした差別の解消に向け、啓発活動を行う。		
所管課	人権推進課、地域教育支援課		

事業 No.	32	事業名	多文化共生講座の開催
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多文化共生意識を涵養するため、様々な国の文化や歴史を学ぶ講座を開講する。 ・外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学等の講座を開講する。 		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

事業 No.	33	事業名	日本語ボランティアの育成
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語ボランティアを養成する講座を開催し、外国籍市民に日本語を教える人材を育成する。 ・外国籍市民に日本語を教える技術の向上を目的とした研修会を開催する。 		
所管課	国際文化交流課、中央公民館		

事業 No.	34	事業名	やさしい日本語の普及
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にやさしい日本語の普及を促す取組を検討する。 		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	35	事業名	国際理解教育の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育に係る全体計画・年間指導計画を小・中学校に作成させ、学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の充実を図る。 		
所管課	教育指導課		

4 基本目標4 姉妹・友好都市交流などの充実

(1) 姉妹・友好都市交流

姉妹・友好都市との交流や協力関係を深めるため、以下の事業を実施します。

事業 No.	36	事業名	川越市姉妹都市交流委員会への支援
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海外及び国内6市町村との姉妹・友好都市交流事業を実施し、市民同士の相互理解と友好親善を深める。 		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	37	事業名	青少年の相互派遣事業の実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の未来を担う中学生を海外姉妹都市（オッフエンバッハ市／セーレム市）に派遣し、相互理解と友好親善を深める。 ・市立川越高等学校生徒とノースセーレム高校生徒が隔年で相互訪問し、相互理解と友好親善を深める。 		
所管課	国際文化交流課、市立川越高等学校		

事業 No.	38	事業名	姉妹都市の活用（K E T ¹⁴ の採用）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市セーレム市の学生等を英語指導助手として招聘し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力等を育成する。 		
所管課	教育センター		

事業 No.	39	事業名	ビジネス研修生相互派遣事業への協力
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市オッフエンバッハ市商工会議所と川越商工会議所間のビジネス交流として、ビジネス研修生相互派遣事業に協力する。 		
所管課	国際文化交流課		

事業 No.	40	事業名	地域の国際交流関連事業の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ王国旧正月水かけまつりへの協力等、東京 2020 オリンピックのレガシーをいかした文化交流事業の推進を図る。 		
所管課	国際文化交流課		

¹⁴ 「K E T」とは、川越市姉妹都市交流事業により招致された英語指導助手のこと。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

多文化共生施策や国際化施策を推進するに当たっては、市民のニーズや社会的背景を踏まえた上で、生活を送るのに必要不可欠な分野から計画的かつ継続的に取組を展開していくことが求められます。

また、市の事業だけではなく、市民、NPO法人・ボランティア団体、教育機関、民間事業者、自治会組織等が連携し、本市における多文化共生施策や国際化施策を推進していく必要があります。

【それぞれの役割】

市民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国籍市民と日本人市民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する隣人として、相互理解を深めながら一緒に活躍していくことが期待されています。
市	多文化共生社会の実現に向けて、本計画を広く周知するとともに、計画に記載された施策の着実な実施、市内関係団体との横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。また、市内における多文化共生意識を醸成し、各所属が連携して施策の推進に努めます。
NPO法人・ボランティア団体等	地域における外国籍市民の実態を直接把握し、支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、市の多文化共生施策の充実に貢献することが期待されています。
教育機関	大学は、多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されています。また、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る高度人材を育成・供給することが求められます。 小・中・高等学校等は、外国籍市民児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、不登校・不就学の防止や、地域社会において児童・生徒が孤立することなく生活できるよう支援することが期待されています。 日本語学校は、日常生活や高等教育・就労に必要な日本語能力を習得させることが期待されています。
医療・保健・福祉関係機関	外国籍市民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。
民間事業者	外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実に努めていく必要があります。
自治会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国籍市民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し、日本人市民との交流を深めることにより、多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

2 計画の進行管理と評価方法

本計画を推進するために、P D C Aサイクルを構築し、計画の評価・改善を行います。

また、毎年、各施策や目標値等の実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直しを行います。

3 計画の指標

本計画の達成状況を評価する指標として、以下のとおり指標を設定します。

(1) 基本目標1：外国籍市民への支援の充実

指 標	単 位	実績値	目標値 (令和12年度)
日本語教室延べ参加者数(※1)	人	4,423 (令和6年度)	5,000

※1 川越市国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の年間延べ参加者数。

(2) 基本目標2：外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

指 標	単 位	実績値	目標値 (令和12年度)
川越市の住みやすさ(※2)	%	54 (令和6年度)	60

※2 令和6年度の「川越市多文化共生に関する市民意識調査」における外国籍市民向けアンケート調査項目問2「あなたにとって、川越市は住みやすいところだと思いますか」において、「住みやすい」と回答した割合。

(3) 基本目標3：多文化共生意識を持った市民の育成

指 標	単 位	実績値	目標値 (令和12年度)
ボランティア活動者数(※3)	人	3,563 (令和6年度)	3,800
地域で外国籍市民との交流や付き合いがある市民の割合(※4)	%	7.3 (令和6年度)	10

※3 国際交流センター日本語教室ボランティア、通訳・翻訳ボランティア及び外国籍市民国際人材ネット年間延べ活動者数。

※4 令和6年度の「川越市多文化共生に関する市民意識調査」における日本人市民向けアンケート調査項目問6「あなたは地域で外国籍市民との交流や付き合いがありますか」において、「よくある(週1回以上)」「ときどきある(月に1回~数回程度)」と回答した割合。

(4) 基本目標4：姉妹・友好都市交流などの充実

指 標	単位	実績値	目標値 (令和12年度)
海外姉妹都市交流件数(2年間の平均)	件	3.5 (令和5・6年度平均)	4

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	職業・関係団体等
会長	助川 泰彦	東京国際大学 人間社会学部教授
副会長	藤長 晴栄	特定非営利活動法人 日本語教育ネットワーク
委員	宮坂 雄悟	尚美学園大学 スポーツマネジメント学部准教授
委員	伊藤 康子	川越商工会議所
委員	齊藤 英一郎	川越市姉妹都市交流委員会
委員	焦 雁	川越市外国籍市民会議
委員	本多 英視	かわごえ国際ボランティアの会
委員	李 秀娥	尚美学園大学 (留学生)
委員	田口 裕子	公募委員

2 第六次川越市国際化基本計画策定経過

年月	審議会	検討委員会	その他
令和6年 10月			川越市多文化共生に 関する市民意識調査
令和7年 5月	第1回（5月26日） ○委員の委嘱、会長・副会長の 選出、諮問 ○第六次計画の策定について ○骨子案について	第1回（書面、5月2日） ○第六次計画の策定について ○骨子案について	
8月		第2回（8月20日） ○第五次計画の進捗状況につ いて ○第六次計画素案について ○第六次計画施策案について	
9月	第2回（9月30日） ○第五次計画の進捗状況につ いて ○第六次計画素案について ○第六次計画施策案について		
10月	第3回（10月27日） ○第六次計画原案について	第3回（10月14日） ○第六次計画原案について	
12月			パブリックコメント の実施
令和8年 1月		第4回（書面、1月15日） ○意見公募手続きの結果につ いて ○第六次計画案について	
2月	第4回（2月2日） ○意見公募手続きの結果につ いて ○第六次計画案について ○答申について 答申（2月2日）		
3月			市長決裁 計画策定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日
条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国際化基本計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。

3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広報室長、防災危機管理室長、政策企画課長、職員課長、地域づくり推進課長、市民課長、文化芸術振興課長、福祉推進課長、こども政策課長、保健医療推進課長、資源循環推進課長、観光課長、中央公民館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長

別表2（第6条関係）

広報室、防災危機管理室、政策企画課、職員課、地域づくり推進課、市民課、文化芸術振興課、福祉推進課、こども政策課、保健医療推進課、資源循環推進課、観光課、中央公民館、学校管理課、教育指導課、教育センター

第六次川越市国際化基本計画

令和8年3月

発行 川越市文化スポーツ部国際文化交流課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
電話 049-224-8811
FAX 049-224-8712